

令和6年度第1回総会（月例）議事録

日 時	令和6年4月26日（金） 午前10時開会
場 所	教育総合センター3階 青年会館
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	岩元 節朗
事務局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、山中、児之原、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主 査 安樂、上崎 主 任 矢崎、米倉
農政総務課	主 幹 村田 主 任 遠屋
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第5条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 農用地利用集積計画に関する件 5 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 農業振興地域整備計画全体見直しについて 8 令和6年度最適化活動の目標設定等について

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第1回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、4月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（各支局の支局主任並びに職員紹介）</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p> <p>報告事項8に「令和6年度最適化活動の目標設定等について」が増えました。表紙の差し替え、別冊資料5 報告事項8「令和6年度最適化活動の目標設定等について」をお配りしております。こちらの方が追加になりましたのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、岩元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、池田委員、枇榔委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
------------------------------------	--

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～5 ページ 18 件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>2 ページ、番号5号につきましては、2番委員が役員の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、2番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(2番委員離席後)</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」番号5号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、2番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(2番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：労力不足、新規就農、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号2、3について、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、55年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、5年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、以前より市内において営農を手伝っていることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号14号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号15号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号17号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2．農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>6ページ～10ページ 17件</p>	
議 長	次に、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。まず、本局、2番委員お願いします。

2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場540.00㎡、貸駐車場100.00㎡、通路等472.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…雑種地、西…宅地、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、クリニック1棟267.30㎡、駐車場400.00㎡、転回場等832.95㎡、東…市道、西・南…宅地、北…別件5条申請地、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、クリニック1棟267.30㎡、駐車場400.00㎡、転回場等832.95㎡、東…市道、西・南…宅地、北…別件5条申請地、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道、賃貸借権。</p> <p>番号4号、薬局1棟67.76㎡、駐車場62.50㎡、転回場等227.28㎡、東…市道、西…宅地、南…別件5条申請地、北…市道、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道、賃貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟103.51㎡、庭敷地等111.49㎡、東…宅地、西…渡人田、南…農道、北…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、貸資材置場220.00㎡、通路等291.00㎡、東…宅地、西…河川管理道路、水路、南…他人畑、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、車両置場638.00㎡、通路等63.00㎡、東…市道、西・南…他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟54.65㎡、庭敷地等193.35㎡、東…渡人田、西…渡人田、水路、南…他人畑、北…農道、渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、事務所兼倉庫1棟450.00㎡、駐車場292.00㎡、法面1,045.75㎡、通路等2,136.37㎡、東・西…山林、南…県道、北…里道、境界…土留、ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、水路に接していませんが、申請地と申請地の境界に水路が通っており、譲受人は、雨水をそちらの水路に放流する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟115.89㎡、庭敷地等383.30㎡、東…宅地、西・北…渡人畑、南…渡人畑、農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、住家1棟115.89㎡、庭敷地等383.30㎡、東…宅地、西・北…渡人畑、南…渡人畑、農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号12号、住家1棟98.33㎡、庭敷地等207.67㎡、東・西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、介護施設1棟302.99㎡、駐車場313.40㎡、庭敷地等298.61㎡、東…水路、西…市道、南…他人田、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、住家1棟114.25㎡、庭敷地等159.75㎡、東…渡人畑、西…市道、南…別件5条申請地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、通路63.00㎡、東…渡人畑、西…市道、南…渡人田、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この2件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から北西に約1.4kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、クヌギ100本750.00㎡、東…市道、西…山林、南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、事務所1棟45.36㎡、倉庫1棟450.00㎡、トイレ1棟18.44㎡、駐車場282.00㎡、法面246.29㎡、通路等2,448.60㎡、東…宅地、山林、西…他人畑、南…山林、北…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14、15号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号14、15号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 非農地認定に関する件</p> <p>11ページ 3件</p>	
議 長	次に、議題3「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：3425-丁：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。3428-乙：檜、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号3号、調査結果：車庫1棟、32年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「非農地認定に関する件」3件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題4．農用地利用集積計画に関する件 12ページ～24ページ 23件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の12ページをご覧ください。 「議案第4号」、令和6年4月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表についてご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権15件、23筆、16,733.00㎡。使用貸借権8件、11筆、9,347.00㎡。合計23件、34筆、26,080.00㎡です。 議案書の13ページから24ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 5. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料 2 1 件	
議 長	<p>次に、議題 5 「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農 政 総 務 課	<p>別冊資料 2 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>2 ページから 6 ページをご覧ください。</p> <p>農地バンクに提出する農用地利用集積等促進計画（案）ですが、対象となる農地については、喜入瀬々串町の農地 3 筆となっております。合計面積 2, 281 m²、利用権の種類は使用貸借権、認定農業者一人に貸付を行います。この農地はいずれも地域計画内の農地となっており、その地域計画に基づいて貸借をするものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」 1 件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 25ページ～27ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。25ページです。 照会日：令和6年3月29日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年4月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	報告します。26ページです。 照会日：令和6年4月5日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定め のない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年4月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、27ページです。 照会日：令和6年4月10日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定め のない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年4月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 28ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、谷山、事務局お願いします。

谷山支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>51ページをお開きください。</p> <p>今回の届出の面積は2,345.72㎡で、市街化区域で2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、3月25日、26日に提出されました。</p> <p>申請地に農地が含まれていることから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在7筆は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,214.00㎡、転用目的は宅地分譲です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内の農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条第1項第6号に基づく届出が必要であるが、令和6年3月4日付で農地転用届出書が提出され、令和6年3月6日付で受理通知書を交付済みである。」と土地利用調整課へ4月4日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 29ページ～31ページ 20件</p>	
<p>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 32ページ～35ページ 10件</p>	
<p>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 36ページ～37ページ 3件</p>	
議長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>29ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は20件です。</p> <p>登記地目別では、田12筆、12,412.00㎡、畑44筆、26,546.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が19件、その他が1件。権利の種別は、所有権が20件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が18件となっております。</p> <p>30ページから31ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、32ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、その他が各1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が4件、駐車場が2件、店舗等、その他が各1件、合計8件となっております。</p> <p>33ページは、4条関係2件、34ページから35ページは、5条関係8件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、36ページから37ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告」についてです。</p> <p>吉田地区で1件、喜入地区で2件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料3 103件</p>	
議長	<p>次に、報告事項6「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料3です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計103筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
<p>7. 農業振興地域整備計画全体見直しについて 別冊資料4</p>	
議長	<p>次に、報告事項7「農業振興地域整備計画全体見直しについて」別冊資料4です。</p> <p>それでは、農政総務課の報告をお願いします。</p>
農政総務課	<p>それでは、報告事項農業振興地域整備計画全体見直しについてご説明申し上げます。</p> <p>まず、農業委員の皆さん、事務局職員の皆さんにおかれましては、かねてから農業振興地域の運用についてご協力いただきありがとうございます。</p> <p>今年4月から農林水産部におきまして、この計画の全体見直しに取り組むことになりましたので、これにあたりまして、農地行政での関係が深い農業委員の皆さんにこの見直しの考え方などを中心にご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p>

農振制度の基本は、昭和44年に制定された「農用振興地域の整備に関する法律」、農振法です。

農業振興地域とは、総合的に農業の振興を図るべき地域として、県が指定するものであり、法施行後の昭和46年度に旧鹿児島市において、地域のほぼ全域が鹿児島農業振興地域という地域に指定されました。市町村合併での旧5町におかれましても同じような対応をされております。

この振興地域に指定されたことを受けまして、旧鹿児島市は昭和47年に鹿児島農業振興地域整備計画をいうものを策定しました。この整備計画では、おおむね10年以上にわたり農用地等として有効に利用すべき土地、いわゆる農振農用地として市が地番を指定して定めることになっております。

その後、計画を大きく見直したのが、平成16年の市町村合併に伴うものと平成30年度から令和元年度にかけて行われた見直しがございます。

この農振法では、計画を一旦作成した後は、おおむね5年毎に基礎調査を行うこととされておりますので、農林水産部では、令和5年度に農業振興地域の農地の基礎調査を実施いたしました。その結果、令和7年度にかけて全体見直しに取り組むことになった次第でございます。

この農振法では、どのような土地を農振農用地として定めるべきかと決まっております。

資料の左側 農用地区域（農振農用地）として定める土地として

- ① 10ha以上の集団的に存在する農用地
 - ② 土地改良事業等の施工に係わる区域内の土地
 - ③ ①、②に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
 - ④ 農業用施設用地
 - ⑤ 地域の特性に即した農業の振興を図るため確保することが必要である土地
- この5点になります。

この5つは、どれも地目が農地とは限りません。山林、雑種地などが含まれることもありえます。

2 鹿児島農業振興地域計画における用途区分面積の概要 その下に表を載せてございます。

これは、今年3月現在の農振農用地の状況でございます。

表の一番上から農業振興地域（農振地域）の合計面積が29,966haございます。その内訳での農用地区域（農振青地）が2,809ha 農振地域全体の約1割になります。農振農用地は、農地、採草放牧地、農業用施設用地、山林原野、その他という区分に分かれておまして、これは地番で管理しております。農振白地は農用地区域外の場所で、27,157ha 全体の約9割を占めております。

農振農用地は、農地転用許可制度の中でも原則転用は不許可となっている農地でございます。なお、経済事情が変わる等により、農用地区域農地を他の用途で使う必要が出てくる可能性もあります。そのような時は、資料の右側、3 農用地区域からの除外 7つの要件を全て満たす場合に限って、農用地区域からの除外ができるとされております。

ただ、畜産農家が畜舎とか堆肥舎とか農業用施設を建てる場合は、除外ではなく、用途区分変更という手続きになります。これらを合わせて個別見直しと呼んでいますが、例えば農地所有者等から、除外や用途区分変更をして下さいと申出

があって、市が計画を変更しようとするときには、農業委員会の意見を聞く必要がございますので、これまでも農業委員会の総会の場で度々ご審議いただいております。

除外の要件については、最近、地域計画という制度は始まった関係もありまして、除外要件②に変更がございました。今後はこの計画見直しについては、この地域計画も踏まえて考えていく必要があります。

4 全体見直しの考え方

平成30年の見直しと同様に、今回も4つの点を基本的な考え方とします。

- ① 都市化の進展・農業者の高齢化等の社会情勢の変化への対応
- ② 山林原野化した農地や非農地などを農用地区域からの除外
- ③ 将来的に農地として活用する見込みがない農地などを除外
- ④ 農業生産基盤整備事業等の実施予定地などを農用地区域へ編入

この4つの考え方を持ってやっていこうと考えております。

計画の見直しをやっていくために、昨年、農林水産部の職員で基礎調査を行いました。今日は調査の細かい数字は出していませんが、農振農用地区域内の土地、農地に限らず約40,000筆、利用状況を実際に職員が見に行き調査しました。その結果、農地に復元できないほど山林化している土地が、全体の約30%ありまして、農地以外の用途で使われている農地もちらほら見られたところです。

今回の調査結果を基に、農用地区域の線引きを検討していくのですが、今回やろうとしている全体見直しであろうとしても、農用地区域から除外するためには、先程3番の除外のところで申し上げました、要件①から⑥までを全て満たさなければいけないということでございます。この要件をクリアしながらも、見直しの4つの考え方に当てはまるものを、どれかというのを確認しながら作業を行っていきます。

5 今後のスケジュール

まず、9月まで除外、編入の選択地の選定作業や計画書の本体部分、付属図面、将来どの地域で基盤整備をすとか、園芸用ハウスを建てるとか、そういった地図、案を作成していきます。

10月から来年3月にかけては、県との事前調整、関係機関からの意見聴取を行っていきます。

最終的な見直し案ができあがった頃、来年2、3月頃と思いますが、その頃に農業委員会へ意見聴取をさせていただきます。前回と同じようにこの総会の場で、皆さんに改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最終的な計画策定の完了は、来年の7月頃を予定しております。

追加でお願いしたいのですが、作業の都合もありまして、今年の11月から来年7月末まで、個別見直しの除外、用途区分変更等の申出受付を停止いたします。除外の見込みがあって、書類が完全に揃った状態に戻れば、10月31日まで受け付けることにしています。身近な農家さんの中で、きちんとした計画がある必要がありますが、農振農用地から除外、用途区分変更を考えているという方がいらっしゃったら、早目に農政総務課にご相談下さるようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

8. 令和6年度最適化活動の目標設定について 別冊資料5	
議 長	<p>次に、報告事項8「令和6年度最適化活動の目標設定について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項8「令和6年度最適化活動の目標設定について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>令和6年度最適化活動の目標につきましては、先月の総会で決定をいただいております。今回は、その資料の中の網掛け部分につきまして、空欄でしたが、実績のデータが出ましたので、記載いたしました。それと下線が引いてある所、2ページの①現状と課題の課題と3ページの(3)新規参入相談会への参加目標の開催時期につきましては、修正をしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和6年度第2回総会(月例)開催日時は、 5月27日(月)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前10時50分)</p>